

No. 2

# 群馬県水土里 保全協議会通信

平成 20 年 3 月 日発行

発行元

群馬県水土里保全協議会

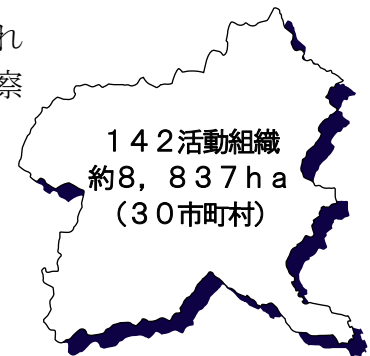
(群馬県土地改良事業団体連合会内)

## 平成19年度も残りわずかとなりました。

平成19年度も残りわずかとなり、活動組織の皆様におかれましては、年度末の活動状況報告の取りまとめのこととご推察申し上げます。

本協議会でも、初年度が終了するにあたり、市町村の御協力をいただき活動組織の面積も確定することができました。

現在、第3回の支援交付金交付申請が提出された活動組織へ随時交付を行っています。



## 実施状況調書について

すでに文書で通知させていただいております実施状況調書の提出ですが、3月31日までに提出をお願いします。なお、市町村に提出する実施状況報告書の提出期限については、各市町村にお問い合わせ下さい。

### ◆実施状況報告関係書類の流れ

内容	参考様式番号	書類の流れ
実施状況報告書	第18号	活動組織 → 市町村
実施状況の確認通知書	第19号	市町村 → 活動組織
実施状況確認書	第20号	市町村 → 水土里保全協議会
実施状況調書	第22号	活動組織 → 水土里保全協議会

※活動組織の皆様には、様式18号を市町村へ、様式22号を協議会へ提出していただきますようお願いします。

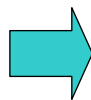
## 事務が簡素化されます ～平成19年度報告から～

活動組織の事務負担を軽減するため、提出書類の削減・簡素化とともに、実施の確認のための作業日報等の資料についても簡素化されました。

詳細については、先日本配りしました「書類の書き方簡易マニュアル」をご覧ください。

### ■報告書類

- 実施状況報告
- 写真整理帳
- 収支実績報告
- 活動参加人数
- 遊休農地面積



- 実施状況報告
- 写真整理帳
- 収支実績報告

※様式については、新旧どちらの様式でも構いません。

## 年度活動計画について



各活動組織の活動が計画的に行われるよう、共同作業計画（基礎部分）、年度活動計画（農地・水向上活動）、年度活動計画（農村環境向上活動）の策定が必須項目となっています。

平成20年度の活動が計画的に行えるよう、施設の点検・機能診断の結果も踏まえて地域の皆さんで話し合って、活動計画を策定して下さい。

なお、策定した活動計画については市町村へ提出して下さい。

## 抽出検査について

平成20年1月21日（月）に関東農政局の担当者による抽出検査が群馬県庁で実施されました。抽出検査は活動組織の会計経理の証拠書類である金銭出納簿や領収書等を確認し、協議会を指導することになっています。

今回、抽出された活動組織は、沼田市の上久屋地域環境保全向上推進協議会、太田市の湯之入美田保全グループ、前橋市の東大室環境保全向上会でしたが、3組織とも適切に経理されており、指摘された事項は特にありませんでした。

## 第三者委員会について

平成20年2月21日（木）に群馬県庁昭和庁舎で平成19年度第1回群馬県農地・水・環境保全向上対策第三者委員会が開催されました。

第三者委員会の設置は、共同及び営農活動支援交付金の交付が計画的かつ効率的に推進されるよう群馬県水土里保全協議会に助言するとともに、交付状況の点検を行い、活動組織の取組の評価などを行います。

委員からは、「担い手を作り農業を守り、水路などの農業施設を守るということは、農村地域にとって非常に重要なことだと思います。この制度を通じて、地域をどう守っていくか、地域をどうしていくかということも活動に必要ではないか等」の意見をいただきました。

## 共同活動Q&A

Q：平成20年度の共同活動を実施するため、「点検活動」や「機能診断」及び共同作業計画等の「計画策定」を平成19年度中に実施した場合、平成20年度の実施状況報告書に記載（チェック）してもよいのでしょうか？

A：構いません。

平成20年度の活動計画を平成19年度中に策定した場合でも、平成20年度の実施状況報告書の「計画策定」の項目は実施したこととなります。



群馬県水土里保全協議会（群馬県土地改良事業団体連合会内）

〒371-0837 前橋市箱田町 350 TEL027-251-4105 FAX027-251-4139